

南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 6 日

告 示 第 3 3 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空き家及び空き店舗（以下「空き家等」という。）の一層の利活用を図るため、市が指定するまちづくり会社による空き家活用事業に要する経費等の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で交付する空き家等活用まちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が指定するまちづくり会社 兵庫県エリアマネジメント活動促進事業において南あわじ市内の地域を対象としたエリアマネジメント団体と認定された団体をいう。
- (2) 空き家活用事業 空き家等を購入・改修する事業、改修後の空き家等を投資家等に売却する事業及び投資家等から空き家等を借り上げ転貸する事業を、1 社又は 2 社以上で連携し戦略的に開発する事業をいう。
- (3) 投資家等 改修後の空き家等を取得する法人又は個人をいう。
- (4) 空き家 市内に所在し、現に居住していない建物（居住しなくなることが予定されているものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 所有権に係る登記がされていない建物（ただし、建物に対する固定資産税の課税があるものを除く。）
 - イ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が業として売買の対象としていないもの

ウ 市長が空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

第2条第2項に規定する特定空家等と認めたもの

- (5) 空き店舗 市内に所在し、主として事業の用に供する目的で建設された建物をいう。ただし、前号アからウまでに掲げるものを除く。
- (6) 取得 売買により空き家等の所有権を取得することをいう。
- (7) 起業等 南あわじ市起業等及び空き家等活用支援事業補助金交付要綱(令和4年南あわじ市告示第41号)第2条に規定する起業、移転及び第二創業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市が指定するまちづくり会社による空き家活用事業に関わる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が指定するまちづくり会社から空き家等を取得する投資家等
- (2) 市が指定するまちづくり会社(空き家等を自社保有する場合に限る。)
- (3) 市が指定するまちづくり会社と連携協定を結んで空き家等を取得し、及び改修する個人又は法人

2 前項第1号に規定する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 取得後、市が指定するまちづくり会社とマスターリース契約をすること(見込みを含む。)
- (2) 起業、移住等、地域活性化のために物件を活用する意思があること。
- (3) 南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係がある者でないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者は、補助の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (3) その他市長が補助の対象として適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は空き家

活用事業に必要な経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって契約、支払等の金額、時期、内容等が確認できるものであり、空き家等の購入日から2年以内に要した次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き家等の取得費
- (2) 空き家等の外装、内装及び設備工事費
- (3) 空き家等に残置されている家財等の処分費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 国、兵庫県又は市から他の補助金等の交付を受けているとき。
- (2) 前項の費用の対象が、本人、配偶者、父母又は子の所有するものであるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないと認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち補助対象者が支払った額を2で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と250万円を比較して少ない方の額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、空き家等の購入日の翌日から起算して2年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 対象経費に係る金額、内容等が確認できる書類の写し
- (4) 申請者が法人の場合は、法人概要書（様式第4号）
- (5) 空き家等の付近見取図
- (6) 空き家等に係る売買契約書の写し
- (7) 誓約書（様式第5号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、適当でないと認めるときは、空き家等活用まちづくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに空き家等活用まちづくり支援事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 対象経費に係る支払金額、時期、内容等が確認できる書類の写し
- (3) 未納税額のない証明書（発行日から1月以内のもの）
- (4) 空き家等の登記事項証明書又は名寄帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の実施結果が交付決定等の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知があったときは、空き家等活用まちづくり支援事業補助金請求書（様式第11号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定を受けた日の属する年度末から起算し3年を経過するまでの間に、マスターリース契約を解除したとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により交付決定等又は補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとし、規則第17条の規定により補助金の返還を命じるときは、空き家等活用まちづくり支援事業補助金返還命令書（様式第13号）により通知するものとする。

（事業実施状況報告）

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた年度の翌年度から3年度目までの間、毎年1回、補助事業に係る事業の継続状況について、市長が別に定める方法により報告を行うものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者住所
名称（法人の場合）
申請者（代表者氏名）
担当者
電話番号
メールアドレス

年度において、空き家等活用まちづくり支援事業補助金を交付願いたく、南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、申請します。

1 空き家等の情報

空き家等	所在地	
	新所有者	
	旧所有者	
	空き家等購入日	年 月 日

2 補助金交付申請額 円（経費の 1 / 2 ※1,000円未満切捨て、上限250万円）

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 法人概要書（様式第 4 号）（申請者が法人の場合）
- (4) 空き家等の付近見取図
- (5) 空き家等に係る売買契約書の写し
- (6) 誓約書（様式第 5 号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

事業計画書

1 所有者（申請者）について

(1) 経歴等

経歴	年月	内容

(2) 事業計画

--

(3) 資金調達計画 (単位：円)

資金名	調達先	金額	摘要
補助金			
借入金			
自己資金			
合計			

2 空き家等について

(1) 空き家等について

所在地			
旧所有者の住所			
旧所有者の名称			
空き家等購入日	年 月 日		
構造	木造 ・ 鉄筋 ・ その他()	階建て	
延床面積	m ²	敷地面積	m ²

(2) 改修状況

改修事業所所在地	
改修事業所名称	

(3) マスターリース契約状況

契約状況	契約済 ・ 年 月頃契約予定
相手方	

3 賃借（予定）者について

(1) 賃借（予定）者（未定の場合は空欄可）

賃借（予定）者住所			
賃貸（予定）者氏名			
賃貸契約状況	契約済 ・ 年 月頃入居予定 ・ 未定		

(2) 起業概要（未定の場合は空欄可）

事業の概要			
取扱商品 サービス	①		
	②		
	③		

様式第 3 号（第 6 条関係）

収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	摘要
合計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	摘要
合計		

注 金額、時期、内容等が確認できる書類の写しを添付すること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

法人概要書

法人の名称	
代表者氏名	
法人の住所	
構成員数	人
連絡先	担当者氏名 TEL FAX メールアドレス ホームページ・SNS等

添付書類

- (1) 法人の定款等
- (2) 役員名簿

様式第5号（第6条関係）

誓約書

私は、空き家等活用まちづくり支援事業補助金の交付申請をするに当たり、以下の項目について、誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約を遵守しないことがあった場合、当該補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

- 1 空き家等活用まちづくり支援事業に合致する事業であること。
 - 2 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係がある者でないこと。
 - 3 市税等の滞納はなく、今後も滞納しないこと。
- ☐ 市が指定するまちづくり会社と物件のマスターリース契約を行うこと。
- ☐ 起業等のために貸し出す意思があること。
- ☐ 市が指定するまちづくり会社と連携協定を結んでいること。

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者住所

名称（法人の場合）

申請者（代表者氏名）

担当者

電話番号

様式第 6 号（第 7 条関係）

空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付けで申請のあった空き家等活用まちづくり支援事業補助金の交付については、南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 交付年度
- 2 空き家等の所在地
- 3 補助金の交付決定額 円

様式第 7 号（第 7 条関係）

空き家等活用まちづくり支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付けで申請のあった空き家等活用まちづくり支援事業補助金の交付申請について、次のとおり交付しないことに決定したので、南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、通知します。

（理由）

様式第 8 号（第 8 条関係）

空き家等活用まちづくり支援事業実績報告書

年 月 日

南あわじ市長 様

補助事業者住所

名称（法人の場合）

氏名（代表者氏名）

担当者

電話番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度
空き家等活用まちづくり支援事業を次のとおり実施しましたので、南あわじ市
空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実
績を報告します。

1 空き家等の所在地

2 補助金交付決定額 円

3 空き家等購入日 年 月 日

4 添付資料

- (1) 収支決算書（様式第 9 号）
- (2) 金額、時期、内容等が確認できる書類の写し
- (3) 未納税額のない証明書（発行日から 1 月以内のもの）
- (4) 空き家等の登記事項証明書又は名寄帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 8 条関係）

収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

区分	決算額	摘要
合計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	決算額	摘要
合計		

注 1 支払金額、時期、内容等が確認できる領収書等の写しを添付すること。

注 2 工事費の場合、着手前及び完了後の確認写真を添付すること。

様式第10号（第9条関係）

空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付けで実績報告のあった事業の補助金の交付については、次のとおり確定したので、南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

- 1 交付年度
- 2 空き家等の所在地
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第11条に該当した場合は、後日、補助金の返還を命ずることがあります。

様式第11号（第10条関係）

空き家等活用まちづくり支援事業補助金請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

補助事業者住所

名称（法人の場合）

氏名（代表者氏名）

担当者

電話番号

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた空き家等活用まちづくり支援事業補助金について、南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

請求額

円

〈口座振込依頼〉

交付される補助金は、次の口座へ振込をお願いします。

金融機関名： 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合
支店

口座種別：

口座番号：

（フリガナ）

口座名義人：

様式第12号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付決定取消通知書

南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消したので通知します。

(単位：円)

交 付 決 定 事 業 所 名	
交 付 決 定 日 及 び 文 書 番 号	
交 付 決 定 額	
交 付 決 定 取 消 額	
取 消 し の 理 由	
そ の 他	

様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

空き家等活用まちづくり支援事業補助金返還命令書

南あわじ市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、返還を命ずるので通知します。

(単位：円)

返 還 決 定 日	
交 付 決 定 日 及 び 文 書 番 号	
交 付 決 定 額	
返 還 額	
返 還 期 限	
返 還 命 令 の 理 由	